

「第2次東大和市障害者総合プラン」(案)(令和3年度～5年度)

に対するパブリックコメントを実施します。

「第2次東大和市障害者総合プラン」(案)は、「第5次障害者計画」・「第6期障害福祉計画」・「第2期障害児福祉計画」を総合的かつ一体的に策定するものです。計画期間は令和3年度から令和5年度の3年間であり、令和2年度中に策定することとなっております。このたび、「第2次東大和市障害者総合プラン」(案)をとりまとめましたので、お知らせするとともに、市民及び事業者等の皆様から広く意見をいただくため、次の方法でパブリックコメントを実施します。

1 目的

平成19年3月に「第1期東大和市障害福祉計画」(計画期間：平成18年度から平成20年度)を策定し、第2期障害福祉計画の策定にあたり、障害者計画と障害福祉計画を一体的な計画として「第1次障害者計画・第2期障害福祉計画」(計画期間：平成21年度から平成23年度)を策定しました。その後、3年ごとに障害者計画・障害福祉計画を策定し、平成30年3月に児童福祉法の改正により策定が義務付けられた障害児福祉計画を含めた「東大和市障害者総合プラン」(第4次東大和市障害者計画・第5期東大和市障害福祉計画・第1期東大和市障害児福祉計画)(計画期間：平成30年度から平成32年度)を策定しました。このたび、「東大和市障害者総合プラン」の計画期間終了にあたって、「第2次東大和市障害者総合プラン」(第5次東大和市障害者計画・第6期東大和市障害福祉計画・第2期東大和市障害児福祉計画)(計画期間：令和3年度から令和5年度)を策定することとなりました。

2 内容

基本事項として下記の事項を記載しています。

【理念と目標】

- ◎計画の理念
- ◎計画の目標
- ◎重点施策
- ◎施策の体系

【障害福祉をめぐる東大和市の状況】

- ◎障害のある人の状況
- ◎障害福祉サービスの利用の状況
- ◎アンケート調査結果

【障害のある人に係る施策の展開】

- ◎障害のある人に対する差別の解消及び権利擁護の推進
- ◎相談支援体制の充実
- ◎関係機関のネットワーク構築

- ◎サービス利用支援
- ◎障害者総合支援法に基づく給付費の支給
- ◎日常生活の支援
- ◎情報・コミュニケーションの支援
- ◎移動・外出のための支援
- ◎医療費助成・補装具費の給付・在宅医療サービスの実施
- ◎手当等の支給
- ◎障害のある子どもへの支援
- ◎就労の支援
- ◎生涯学習と社会参加の支援
- ◎障害のある人への理解の推進
- ◎共生社会を支える人材育成、地域・環境の醸成
- ◎安全・安心なまちづくり

【数値目標と確保のための方策】

- ◎令和5年度の数値目標
- ◎障害福祉サービス等の見込量とその確保のための方策
- ◎障害児支援の見込量とその確保のための方策
- ◎精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ◎相談支援体制の充実・強化のための取組
- ◎障害福祉サービスの質を向上させるための取組
- ◎地域生活支援事業の実施に関する事項

【計画の実施と評価】

- ◎障害のある人の地域生活支援の仕組み
- ◎計画の評価と進行管理

3 「第2次東大和市障害者総合プラン」(案)に対する基本的な考え方

- (1) 本計画は、国の「障害者基本計画(第4次)」策定の考え方、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画策定に係る国の基本的な指針、障害(児)福祉計画の策定に向けた東京都の基本的な考え方を踏まえた内容とします。
- (2) 東大和市障害者総合プラン策定後の地域包括ケア強化法の施行(平成30年4月)、障害者による文化芸術の推進に関する法律(平成30年6月施行)、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(令和元年6月施行)、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和3年4月施行)などの新たな障害者施策を踏まえた内容とします。
- (3) 東大和市障害者総合プランの目標及び施策体系を基本としつつ、取組項目を見直し、修正、追加を行います。
- (4) 本計画の期間中に、特に重点的に取組む項目として、以下の重点施策を掲げます。
 - ①障害のある人の権利擁護、理解促進のための施策
 - ②地域で安心して暮らし続けるための施策
 - ③地域共生社会実現のための施策

4 意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人
- (6) 本計画に利害関係があると認められる個人
- (7) 本計画に利害関係があると認められる法人等

5 意見の提出期間

令和2年12月4日（金）から令和3年1月4日（月）まで（必着）

※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントとしての意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

6 資料の閲覧方法

- (1) 東大和市公式ホームページ（市政案内 ⇒ 市政 ⇒ パブリックコメント）
- (2) 文書閲覧
福祉部福祉推進課（東大和市役所2階5番窓口）
福祉部高齢介護課（東大和市役所2階6番窓口）
福祉部障害福祉課（東大和市役所1階9番窓口）
福祉部健康課（東大和市立保健センター）
市内公民館・市内市民センター、総合福祉センターは～とふる

7 市民説明会

第1回 令和2年12月19日（土）午前10時～正午 市役所会議棟第1・2会議室

第2回 令和2年12月21日（月）午後1時～午後3時 市役所会議棟第1・2会議室

※定員15名【事前申込が必要です。】

（電話 042（563）2111 内線1131：福祉部福祉推進課）

※手話通訳が必要な場合は事前に申し込んでください。

（FAX 042（563）5930）

8 意見の提出先、方法及び提出様式等

(1) 提出先

福祉部 障害福祉課（電話042-563-2111 内線1123）

(2) 提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

- ・書面の持参 福祉部 障害福祉課（東大和市役所1階9番窓口）
- ・郵送 〒207-8585 東大和中央3-930 東大和市福祉部 障害福祉課宛て
- ・FAX 042-563-5928
- ・電子メール shogaiukushi@city.higashiyamato.lg.jp

(3) 提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しておりますので、適宜ご利用ください。

なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

ア 市内在住の個人 住所及び氏名

イ 市内に事業所等を有する個人 事業所等の名称、所在地及び氏名

ウ 市内に事業所等を有する法人等 事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者氏名

エ 市内在勤の個人 勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名

オ 市内在学の個人 在学する学校の名称、所在地及び氏名

カ 本計画に利害関係があると認められる個人

利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名

キ 本計画に利害関係があると認められる法人等

利害関係を有することが明らかにできる事項、所在地、団体名及び代表者氏名

9 提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見の概要や意見に対する市の考え方等は、令和3年1月末までに東大和市公式ホームページで公表する予定です。なお、公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

10 注意事項

- ・電話及び窓口での口頭による意見はお受けできません。
- ・意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご承知おきください。